

大阪市健康局長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

ニュージーランド産生鮮キャベツの回収について（依頼）

検疫所におけるモニタリング検査の結果、下記の貨物よりシプロコナゾール（0.08ppm）を検出し、食品衛生法第11条第3項に違反することが判明しました。

当該貨物は既に通関済みとの報告を受けているため、貴自治体において下記輸入者に対し、当該品が国内において販売等されないよう対応方よろしく願います。また、対応終了後その概要を当課あて御報告いただくよう併せて願います。

なお、輸入者に対しては検疫所より当該貨物は食品衛生法第11条第3項違反であるため、その措置については貴自治体の指示に従うよう指導しているところです。

記

|          |                              |
|----------|------------------------------|
| 品名       | 生鮮キャベツ                       |
| 届出数重量    | 3CT 24.00kg                  |
| 輸出国      | ニュージーランド                     |
| 輸出者      | NEW ZEALAND GOURMET HOLDINGS |
| 輸入者      | 昭和貿易株式会社<br>大阪市西区江戸堀1-18-27  |
| 届出先      | 成田空港検疫所 食品監視課                |
| 届出年月日    | 平成25年7月23日                   |
| 輸入届出受付番号 | 第21025889620号-4欄             |
| 検査結果     | シプロコナゾール(0.08ppm)検出          |
| 違反確定日    | 平成25年8月6日                    |